

第9期定時株主総会招集ご通知

▶ 開催場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 2階ホール

▶ 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対する退職手当支払いの件 第6号議案 独立社外取締役に対するストック・

オプションとしての新株予約権に関する 報酬等の額及び具体的な内容決定の件

(受付開始:午前9時30分)



PHCホールディングス株式会社

株主各位

証券コード 6523 2022年6月13日 東京都港区西新橋二丁目38番5号 PHCホールディングス株式会社 代表取締役社長 宮﨑 正次

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、3頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、書面(郵送)又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1	B	時	2022	年 6 月 29日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
2	場	所	東京都中央	中区銀座八丁目21番1号
•	-203	***	住友ろ	「動産汐留浜離宮ビル
			ベノ	レサール汐留 2階ホール
			(末尾の「	株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3	③ 目的事項		報告事項	1. 第9期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計 算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第9期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件
			決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 退任取締役に対する退職手当支払いの件 第6号議案 独立社外取締役に対するストック・オプションとしての 新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
4		権行使に てのご案内	3頁に記載	載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご 通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社 ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装(クールビズ)にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会に関するプライバシーノーティスを下記URLに掲載しております。当日は下記URLの内容に同意いただいた上でご参加下さいますようお願い申し上げます。

URL: https://www.phchd.com/jp/~/Media/phchd/privacy/Shareholders_Meeting.pdf

- ◆本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 1. 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - 2. 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、以下の措置を講じさせていただきます。 株主様にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- ① ご来場なさらずとも2022年6月28日午後5時30分までは書面(郵送)又はインターネット等により議決権行使をすることが可能ですので、是非ご利用ください。
- ② インターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信に関する詳細は、別紙「PHCホールディングス(株) 第9期定時株主総会 ライブ配信のご案内」をご参照ください。
- ③ ご来場される株主様は、感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方または妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
- ④ 当日の運営につきましては、感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、以下の通りとさせていただきますので、何卒 ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・当社運営スタッフは、マスクを着用のうえ対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用、アルコール消毒液の利用等をお願い申し上げます。受付において体温計にて検温させていただく予定です。なお、37.5度以上の発熱が確認された場合には入場をお断りさせていただきます。
- ・会場は、感染リスク軽減のため、座席の間隔を広くとることで、ご用意できる座席が限られます。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ⑤ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (https://www.phchd.com/jp/ir/meeting) にてご案内申し上げます。

▶ 議決権行使についてのご案内

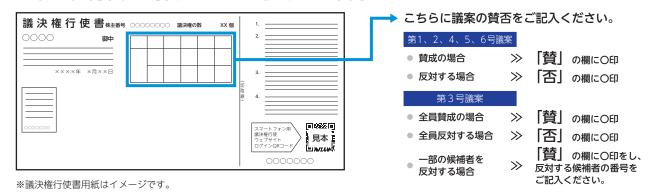
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。





議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

▶ インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右上の 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載 の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再 度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 雷話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

▶ 株主総会参考書類

^{第1号議案} ▶ 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しております。利益配分につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保や借入金の返済等とのバランスをとりながら、安定的な配当を維持していくことを基本方針としつつ、親会社の所有者に帰属する当期利益から、買収に関連する無形固定資産償却費用、転換権付貸付金時価評価収益・費用等の非現金項目の影響を控除したキャッシュベース当期利益(Cash Based Net Income)に対して連結配当性向30%以上を目安とし、中期的には40%を目標として実施してまいります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 38円 配当総額 4,709,427,438円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

第2号議案 ▶ 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- 1. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられていることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- 2. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求した株主 に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするた め、変更案第17条第2項を新設するものであります。
- 3. 株主総会資料の電子提供措制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- 4. 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款

<u>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提</u>供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

	(下級部分は変更固所)
変更案	
(削除)	

現行定款

(新設)

(新設)

変更案

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。

第8章 附則

<u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経</u> 過措置)

変更前定款第17条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または 前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか 遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 ▶ 取締役8名選任の件

取締役全員(6名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地 位	
1 みゃざき しょうじ 宮﨑 正次		代表取締役社長	再任
2 さとう こういちろう 佐藤 浩一郎		取締役	再任
3 ひらの ひろふみ 平野 博文		取締役	再任 社外
** たがわ えいじ 谷田川 英治		取締役	新任社外
5 thぐち th		取締役	新任 社外
で ぐち きょう こ 出口 恭子		取締役	再任 社外 独立
→ イヴァン・トルノ	ス	取締役	再任 社外 独立
8 デイビッド・スナ	イダー	取締役	新任 社外 独立

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

当社は、取締役会を支える機能として任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、株主総会に提出する取締役の選任、解任及び代表取締役の指名に関する事項、審議のうえ、提言内容を決定しております。

役員の選任は「法定の要件を備え、人格ならびに識見に優れ、その職責を全うすることのできる者でなければならない」を基本要件としております。専任にあたっては経営への貢献度、それぞれ職務における実績、職見、能力等を総合的に勘案して指名する方針としております。

社外役員候補者については、事業経営や法律等の各分野において高い専門知識や豊富な経験を勘案して指名する方針としております。

取締役、監査役候補の指名にあたっては指名・報酬委員会で検討したのち、取締役会にて決定することとしております。

取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会が候補者を答申し、当該答申に基づく取締役会の推薦決議を経て、株主総会の決議により選任しております。



再任

所有する 当社の株式数

23.198株

取締役会出席状況

22/22回

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 松下寿電子工業株式会社 入社

2009年4月 同社 バイオ診断 BU BU長

2014年4月 パナソニック ヘルスケア株式会社 (現 PHC株式会社) 取締役 執行役員 診断薬事業部長

2015年4月 同社 取締役 常務執行役員 診断薬事業部長

2018年6月 当社常務執行役員(兼) PHC株式会社代表取締役社長

2018年6月 PT PHC Indonesia 取締役 (現任)

2019年4月 当社 代表取締役副社長COO (兼) PHC株式会社 代表取締役社長

2020年4月 当社 代表取締役副社長COO (兼) PHC株式会社 取締役 (兼) 株式会社LSIメディエンス 取締役

2022年4月 当社代表取締役社長CEO(兼) PHC株式会社 取締役(兼) 株式会社LSIメディエンス 取締役(現任)

PHC株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

宮崎 正次氏は、グローバルに事業を展開する診断・ライフサイエンス及び糖尿病マネジメント事業を率いた後、当社主要子会社であるPHC株式会社における経営責任を担うなど、長期間にわたって当社グループの事業活動に大きな貢献を行って参りました。

加えて同氏は経営のみならず、製品の開発・製造・販売までの豊富な知見と経験を有しており、今後も当社グループの経営活動をリードできるものと判断し、取締役候補とするものです。



再任

所有する 当社の株式数

0株

取締役会 出席状況 22/22回

候補者番号(

さとう こういちろう 佐藤 浩一郎 (1973年5月25日生)

略歴、当社における地位及び担当

1997年4月 三井物産株式会社 入社

2007年2月 Novus International, Inc. 出向 Vice President Planning (在米国)

2011年6月 株式会社ミスミ入社 金型企業体社長補佐

2012年5月 同社 インド金型事業統括ディレクター(在インド)

2014年4月 同社 中国金型事業部副事業部長(在中国)

2015年11月 三井物産株式会社 入社

2016年3月 MBK Healthcare Network Ltd. Director

2016年4月 三井物産株式会社 ヘルスケア事業部医療事業第一室長

2017年3月 当社 社外取締役 (現任)

2017年4月 三井物産株式会社 ヘルスケア事業部医療事業第三室長

2018年4月 DaVita Care Pte. Ltd, Director

2019年6月 MBK Healthcare China Inc. Director

2019年9月 CMH Healthcare Holding Co., Lt d. Director

2019年9月 CMH Healthcare Investment Co., Ltd. Director

2021年4月 三井物産株式会社 ヘルスケア事業部アジア事業室長

2021年6月 三井物産株式会社 在籍 MBK HEALTHCARE MANAGEMENT PTE. LTD.

Hong Kong Branch出向 Chief Executive Officer

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

佐藤 浩一郎氏は、三井物産株式会社ヘルスケア・サービス事業本部ヘルスケア事業部医療事業第三室長、ア ジア事業室長、MBK HEALTHCARE MANAGEMENT PTE. LTD. Hong Kong BranchのCEOを歴任されてお ります。ヘルスケア業界全般における幅広い知見と経験を有しています。

当社の経営及び監督においても強いリーダーシップを発揮し、当社グループの更なる事業成長に貢献できるも のと判断し、取締役候補とするものです。



再任 社外

所有する 当社の株式数

()株

取締役会出席状況

22/22回

候補者番号 3

平野 博文

博文 (1961年3月14日生)

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 日興證券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 入社

1998年10月 株式会社日興ヨーロッパ(現 Citigroup Capital Partners Japan Ltd.) 社長 (兼) 日興コーディアルグループ投資運用部長

1999年4月 日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社 CEO・会長

2003年6月 日興コーディアルグループ 取締役

2008年4月 アリックスパートナーズ・アジアLLC 入社

2010年1月 同社 日本代表

2010年10月 同社 アジア地域フィナンシャル・サービス統括

2013年4月 株式会社KKRジャパン 代表取締役社長

2013年8月 オリオンインベストメント株式会社(現 当社) 社外取締役 (現任)

2015年3月 Pioneer DJ株式会社(現 AlphaTheta株式会社) 取締役

2017年5月 CKホールディングス株式会社(現 マレリホールディングス株式会社) 取締役(現任)

2017年10月 日立工機株式会社(現 工機ホールディングス株式会社) 社外取締役(現任)

2019年6月 株式会社日立国際電気 社外取締役

2019年9月 株式会社KKRジャパン 代表取締役社長(兼)アジアプライベートエクイティ共同代表(現任)

2021年3月 株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役(現任)

2022年4月 株式会社 K J R マネジメント 取締役 (現任)

株式会社KKRジャパン 代表取締役社長

株式会社KJRマネジメント 取締役

(兼) アジアプライベートエクイティ共同代表 マレリホールディングス株式会社 社外取締役 工機ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

平野 博文氏は投資ファンドの代表取締役社長としてこれまで数多くの企業の経営に携わっており、企業経営に関する幅広い知見を有することから、当社の経営に対して適切な助言・監督を行うことが期待できるものと判断し、社外取締役候補とするものです。



新任 社外

所有する 当社の株式数

()株

取締役会 出席状況

候補者番号

や た がわ えい じ 谷田川 英治 (1978年1月20日生)

略歴、当社における地位及び担当

2002年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社

2006年8月 株式会社KKRジャパン 入社 (現任)

2013年8月 オリオンインベストメント株式会社(現 当社) 社外取締役 2015年3月 Pioneer DJ株式会社(現 AlphaTheta株式会社) 社外取締役

2015年6月 Transphorm Inc. Director (現任)

2015年9月 トランスフォーム・ジャパン株式会社 社外取締役 (現任)

2016年10月 CKホールディングス株式会社(現マレリホールディングス株式会社) 社外取締役

2017年6月 トランスフォーム・会津株式会社 社外取締役

2017年10月 日立工機株式会社 社外取締役(現工機ホールディングス株式会社) (現任)

2018年6月 株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役

2019年8月 株式会社フロムスクラッチ (現株式会社データX) 社外取締役 (現任)

2020年3月 マニエッティ・マレリCKホールディングス株式会社 (現マレリホールディングス株式会社) 社外取締役 退任

2020年12月 GANOVATION, PTE, LTD, Director (現任)

2021年3月 株式会社西友ホールディングス 取締役 (現任)

2021年4月 株式会社ネットスターズ 取締役 (現任)

2021年6月 当社 社外取締役 退任

2022年3月 弥生株式会社 社外取締役 (現任)

2022年3月 アルトア株式会社 取締役 (現任)

株式会社KKRジャパン パートナー Transphorm Inc. Director

トランスフォーム・ジャパン株式会社 社外取締役

工機ホールディングス株式会社 社外取締役

株式会社データX 社外取締役 重要な兼職の状況

GANOVATION, PTE, LTD. Director

株式会社西友ホールディングス 取締役

株式会社ネットスターズ 取締役

弥生株式会社 社外取締役 アルトア株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

谷田川 英治氏は投資ファンドのパートナーとしてこれまで数多くの企業にて社外取締役として経営に携わっ ており、企業経営に関する幅広い知見を有することから、当社の経営に対して適切な助言・監督を行うことが 期待できるものと判断し、社外取締役候補とするものです。



新任 社外

所有する 当社の株式数

()株

取締役会 出席状況

候補者番号 5

まかぐち せん **坂口 宣** (1969年10月31日生)

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 三井物産株式会社 入社

1995年6月 同社 物資本部健康産業部 医療産業グループ

2002年2月 同社在籍 ロシニョール株式会社 出向

2003年8月 同社在籍物産マーケティングサービス株式会社 出向

2004年4月 同社 ライフスタイル事業本部 関西ライフスタイル部

2006年11月 イタリア三井物産株式会社 コンシューマービジネス課

2011年12月 三井物産株式会社コンシューマーサービス事業本部サービス事業部 グローバルサービス事業室 室長

2016年4月 同社 ヘルスケア・サービス事業本部戦略企画室 室長

2019年6月 同社 ヘルスケア・サービス事業本部ファーマ事業部 事業部長

2021年4月 同社 ウェルネス事業本部ウェルネス事業部 事業部長 (現任)

2021年4月 株式会社保健同人社 取締役 (現任)

2022年4月 ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 取締役(現任)

2022年4月 Raxi株式会社 取締役 (現任)

2022年4月 MBK Wellness Holdings株式会社 取締役 (現任)

三井物産株式会社 ウェルネス事業本部ウェルネス事業部 事業部長 株式会社保健同人社 取締役

重要な兼職の状況

ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 取締役 Raxi株式会社 取締役

MBK Wellness Holdings株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理中及び期待される役割

坂口 宣氏は三井物産株式会社ヘルスケア・サービス事業本部 経営企画室長、ファーマ事業部長、 ウェルネ ス事業部長を歴任しており、ヘルスケア業界全般における幅広い知見と経験を有していることから、当社の経 営に対して適切な助言・監督を行うことが期待できるものと判断し、社外取締役候補とするものです。



所有する 当社の株式数

0株

取締役会 出席状況

19/19回



6 出口 恭子 (1965年12月12日生)

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド 入社

1998年2月 ディズニー・ストア・ジャパン株式会社(現 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社)プラン ニングシニアディレクター

1999年2月 同社 シニアファイナンスディレクター

2001年3月 日本GEプラスチックス株式会社 取締役CFO

2004年4月 Janssen Pharmaceuticals Inc. (現Ortho Neurologics Inc.) (米国)

プロダクト・ディレクター

2005年9月 Janssen-Cilag Pty Ltd. (オーストラリア) 消化器領域・疼痛・OTC事業部門本部長

2007年1月 ヤンセンファーマ株式会社 マーケティング本部副本部長

2009年8月 日本ストライカー株式会社 取締役グローバルマーケティングバイスプレジデント

2012年1月 同社 代表取締役社長

2013年3月 株式会社ベルシステム24 専務執行役社長室長 (兼) 経理財務本部管掌

2014年3月 アッヴィ合同会社 社長

2014年7月 日本スキー場開発株式会社 社外取締役

2015年2月 医療法人社団色空会 最高執行責任者

2015年4月 ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授 (現任)

2016年3月 クックパッド株式会社 社外取締役

2016年6月 株式会社ティーガイア 社外取締役 (現任)

2017年8月 医療法人社団色空会 副院長 (現任)

2019年6月 株式会社NHKテクノロジーズ 社外取締役 (現任)

2020年1月 Heartseed株式会社 社外取締役 (現任)

2021年6月 当社 社外取締役 (現任)

ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授

株式会社ティーガイア 社外取締役 重要な兼職の状況

株式会社NHKテクノロジーズ 社外取締役

Heartseed株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

出口 恭子氏は経理・財務責任者やマーケティング部門責任者の経験を有し、複数社において社外取締役とし ての経験等を豊富に有しております。それらの知識と経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を 行うことが期待できるものと判断し、独立社外取締役候補とするものです。



所有する 当社の株式数

取締役会 出席状況

13/13回

()株

候補者番号



イヴァン・トルノス

(1975年7月29日生)

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1995年6月 CEO, Operating Partner, Audibest Bausch and Lomb Group Iberia (Currently: Bausch

Health Companies Inc.) 1997年7月 Johnson & Johnson

2008年5月 Vice President, General Manager, Cordis, Johnson & Johnson

2008年8月 Head Strategy & Business Development Renal/Life Sciences/Medication Delivery

Businesses AMERICAS, Baxter International Inc.

2011年8月 Head of Emerging Markets /South Group, Becton Dickinson and Company

2017年1月 Group President of Urology/Ischemic Tech/Critical Care/Medical Group,

Becton Dickinson and Company

2018年11月 Group President, Zimmer Biomet Group

2021年2月 Chief Operating Officer, Zimmer Biomet Group (現任)

2021年9月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 Zimmer Biomet Group, Chief Operating Officer

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

イヴァン・トルノス氏はグローバルに事業を展開する複数の医療機器企業において、グループ経営責任者や地域統括責任者としての経験を有し、医療機器業界、特に医療とテクノロジーを組み合わせた Med Tech事業に関する豊富な経験や知識を有しております。それらの知識と経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を行うことが期待できるものと判断し、独立社外取締役候補とするものです。



新任 社外 独立

所有する 当社の株式数 ()株

取締役会出席状況

– 🗖

Fイビッド・スナイダー

(1957年7月25日生)

略歴、当社における地位及び担当

1984年7月 Associate, Paul. Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison

1987年12月 Director and Counsel, Legal Department, Salomon Brothers Inc.

1992年12月 Associate, Simpson Thacher & Bartlett LLP 1994年12月 Partner, Simpson Thacher & Bartlett LLP (現任)

重要な兼職の状況 Simpson Thacher & Bartlett LLP, Partner

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

デイビッド・スナイダー氏は弁護士として日本を含むグローバルでのM&Aや資本市場取引にも精通されており、多年にわたり日本企業および多国籍企業に対して助言を行ってきました。それらの知識と経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を行うことが期待できるものと判断し、独立社外取締役候補とするものです。

(注)

- 1. 出口恭子氏、イヴァン・トルノス氏、デイビッド・スナイダー氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 平野博文氏、谷田川英治氏、坂口宣氏、出口恭子氏、イヴァン・トルノス氏、デイビッド・スナイダー氏は、社外取締役であります。
- 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。選任された場合、本契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております
- 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は直接・間接問わず50%超出資するすべての会社、会社法上の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、会計参与、管理・監督者の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該契約により被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、損害につき、15億円を限度として補填することとしております、但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。
- 5. 当社は、出口恭子氏及びイヴァン・トルノス氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、デイビッド・スナイダー氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】改選後体制の役員(取締役・監査役)スキル・マトリクス

			専門性と経験専門性と経験						
氏 名	役職	独立性	医療機器業界	ライフ サイエンス 業界	製薬業界	財務· 会計	M&A	生産・ SCM	R&D· 研究開発
宮﨑 正次	取締役		0					0	0
佐藤 浩一郎	取締役			0			0	0	
平野 博文	取締役					0	0		
谷田川 英治	取締役					0	0		0
坂口 宣	取締役		0	0			0	0	
出口 恭子	取締役	0	0		0	0			
イヴァン・トルノス	取締役	0	0		0			0	
デイビッド・スナイダー	取締役	0				0	0		
池内 孝一	監査役		0					0	0
北川 哲雄	監査役	0				0	0		
シャノン・ハンセン	監査役	0	0		0				

第4号議案 ▶ 監査役1名選任の件

監査役 山田徳昭氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の北川哲雄氏は、監査役 山田徳昭氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



新 任 社外 独立

出席状況

所有する 当社の株式数	0株
取締役会出席状況	- 0
監査役会	

きたがわ てつ お **北川 哲雄** (1961年8月17日生)

▶ 略歴、当社における地位

1985年9月 青山監査法人入所

1989年3月 公認会計士 登録

2002年7月 中央青山監査法人 代表社員

2006年9月 あらた監査法人 (現PWCあらた有限責任監査法人) 代表社員

同法人化学・医薬・産業資材監査部リーダー

2013年7月 同法人 リスク管理・コンプライアンス室独立性管理 グループリーダー

2014年8月 日本公認会計士協会 倫理委員会 副委員長

2016年6月 あらた監査法人 退職

2016年7月 北川哲雄公認会計士事務所開設代表(現任) 2017年6月 株式会社ティーガイア 社外監査役(現任)

2017年12月 金融庁公認会計士·監查審查会公認会計士試験試験委員

2019年6月 大王製紙株式会社 社外取締役

▶ 重要な兼職の状況

北川哲雄公認会計士事務所 代表 株式会社ティーガイア 社外監査役

監査役候補者とした理由

北川 哲雄氏は多年にわたり、PwCあらた監査法人に勤務し、主として製造業の会計監査に従事され、大規模・中小規模の上場会社、同族会社、外資系有限責任会社、合弁会社などに対する豊富な経験を有しておられます。また、5年間にわたり、日本公認会計士協会倫理委員会副委員長を務めるとともに、4年間にわたり、金融庁公認会計士・監査審査会において、公認会計士試験の試験委員も務めておられます。東証1部上場会社の社外監査役、社外取締役としての経験も有し、これらの会社の社外役員として、コーポレート・ガバナンス体制と内部統制の向上、資本コスト経営の導入、国内・海外におけるM&A、海外事業の管理、などについて、公認会計士としての専門性と経験を活かしてこられました。当社においても、公認会計士としての専門性と経験を活かして頂けるものと判断し、監査役候補とするものです。

(注)

- 1. 北川哲雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 北川哲雄氏は、社外監査役であります。
- 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。選任された場合、本契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。
- 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は直接・間接問わず50%超出資するすべての会社、会社法上の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、会計参与、管理・監督者の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該契約により被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、損害につき、15億円を限度として補填することとしております、但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、放意又は重過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。
- 5. 北川哲雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第5号講案 ▶ 退任取締役に対する退職手当支払いの件

2022年4月28日に取締役を退任したジョン・マロッタ氏に対し、その在任中の功労に報いるため、退職手当として金739百万円を支払いいたしたいと存じます。

ジョン・マロッタ氏は当社の代表取締役を1年4か月務め、その間、当社の株式公開や、組織構造の簡素化と統合、およびPHCグループの経営体制の整合化に取り組んだこと、また米国の雇用市場を考慮し、当該退職手当は妥当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ジョン・マロッタ	2020年12月1日 当社代表取締役 就任
	2022年4月28日 当社代表取締役 退任

独立社外取締役に対するストック・オ 第6号議案 > プションとしての新株予約権に関する 報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年11月30日付の臨時株主総会の決議により、年額15億円以内となっていますが、今般、持続的な企業価値の向上を動機づけるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠として、当社の独立社外取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額を年額7,000万円以内と定めること及びその内容(詳細は、【新株予約権の内容】をご覧ください。)につき、ご承認をお願いいたします。

なお、現在の独立社外取締役の員数は2名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は3名となります。本議案につきましては、独立社外取締役以外の取締役を対象とするものではありません。

本議案において、各独立社外取締役に発行されるストック・オプションが全て行使された場合の株式総数の発行済株式総数(2022年4月30日時点。自己株式を除く。)に占める割合は0.05%以下であることと、各独立社外取締役の職責に照らすと、本議案の内容は、相当であると考えております。

【新株予約権の内容】

(1) 新株予約権の数の上限

600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、付与株式数は100株とする。

ただし、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当社取締役会が新株予約権の発行を決議を発行した日の前営業日の東京証券取引所における当社普通 株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)の金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から10年間以内で、当社取締役会が定める期間とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権は、割当日から3年の間で当社取締役会が定める期間(以下、「ベスティング期間」という。)が経過した後に、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のうち当社取締役会が定める個数について権利が確定するものとし(以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。)、新株予約権者は、ベスティングされた新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位を失った場合(新株予約権者が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位を退任した場合を除く。)には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。また、当社取締役会は、相当と認めた場合には、ベスティング期間の経過前にベスティングを決定することができる。
 - ② その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。
- (9) マルス・クローバック条項

新株予約権者に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権の一部若しくは全部の行使の停止若しくは無償取得(マルス)、又は、新株予約権者に付与した新株予約権相当の金銭の返還請求等(クローバック)をすることができる。

(10) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容等については当社取締役会の決議において定める。

以上

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)



企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

2022年3月期(以下、「当期」)は、2021年3月期から引き続き相次ぐ新型コロナウイルス変異株の世界的な流行により各国で外出制限が繰り返される中でも、ワクチン接種の推進等により徐々に経済活動も回復の基調が見られました。一方で、物流の停滞によるサプライチェーンへの影響や半導体に代表される原材料の調達難等の課題に直面した1年となりました。

当期における当社グループの売上収益は、340,452百万円(前期比11.2%増)となりました。PCR検査需要の好影響や厚生労働省が普及促進するオンライン資格確認の追い風を受けたヘルスケアソリューション、並びにワクチンの保存・流通網整備のための超低温フリーザーの特需が継続した診断・ライフサイエンスで、外出制限等により大きな悪影響を受けた前年同期と比較して、大幅な増収がありました。

営業利益は、増収や為替の好影響があった一方で、原材料費の上昇や物流費を含む販売関連費用の増加及び病理事業におけるのれんの減損17,172百万円、並びに糖尿病マネジメントの事業構造改革関連費用3,456百万円の計上等があり、8,174百万円(前期比53.6%減)と大幅な減益となりました。

調整後EBITDAは71,872百万円(前期比12.2%増)となりました。主な当該調整項目には一時的な事業構造改革 関連費用(加算5,126百万円)、一時的な役職員報酬(同4,057百万円)、一時的なM&A関連費用(同1,570百万円)、一時的な契約解除等に係る費用(同1,482百万円)等がありました。

税引前利益は3,002百万円(前期比86.8%減)となりました。この減少は主に、前述の営業利益の減少に加えて当社が非支配持分を有する上場会社であるSenseonics社への転換権付貸付金に対する公正価値評価に基づく評価損3,311百万円によるものです。

親会社の所有者に帰属する当期損失は8,460百万円(前年同期は、16,906百万円の利益)となりました。この減少は主に税引前利益の減少及び病理事業における繰延税金資産の取り崩しを含む法人所得税費用の増額によるものです。病理事業における繰延税金資産の取り崩しは、病理事業の今後の業績見通しを踏まえ、将来の課税所得及び繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、病理事業を構成する子会社にて繰延税金資産の取り崩しを行ったものです。

当期の実際負担税率は376.5%でした。

調整後親会社の所有者に帰属する当期利益は35,656百万円(前期比19.1%増)となりました。当該調整項目には、上記調整後EBITDAに反映した調整項目のほか、M&A関連収益・費用(償却資産)(加算11,834百万円)、減損損失(有価証券等を除く)(加算18,405百万円)、転換権付貸付金時価評価収益・費用(加算3,311百万円)等がありました。





糖尿病マネジメント



当期の糖尿病マネジメントの売上収益は、109,367百万円(前期比1.1%増)となりました。血糖値測定システム(BGM)事業では、中国・ロシア・インド等の新興国市場で大幅な増収となりましたが、市場の縮小傾向に加え販売協業の終了により米国では大幅な減収となりました。ドイツでも市場が縮小する中で減収となりました。2021年4月から米国と欧州8か国にて発売を開始しました世界初の埋め込み型持続血糖測定システム(CGM)製品 Eversense(Senseonics社製)は、米国における認証が遅れていた180日製品の2023年3月期第1四半期からの販売開始に向けた移行準備のため第4四半期の販売が鈍化し、年間では計画未達となりました。迅速検体検査(POCT)や電動式医薬品注入器等のOEM売上収益は、電動式医薬品注入器等の販売が堅調に推移し、前年同期に比べ増加しました。

当期の糖尿病マネジメントの営業利益は、23,260百万円(前期比2.9%減)となりました。一時的な収益・費用として、当期にはBGM事業の営業体制見直しのための事業構造改革関連費用3,456百万円が、前年同期には販売協業先からの和解金収入4,237百万円及び事業構造改革関連費用2,798百万円がありました。一時収益・費用の影響等を除いた調整後EBITDAは、41,003百万円(前期比3.9%増)となりました。主な当該調整項目には、営業利益に影響した上述の事項がありました。

事業ブランド



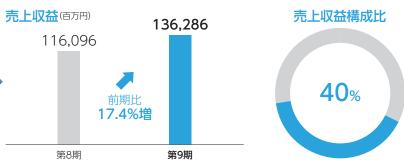
デジタル糖尿病管理ソリューション

血糖値測定システム、持続血糖測定システム、

ASCENSIA Diabetes Care

開発製造受託サービス、 ドラッグデリバリー、デジタルヘルス

ヘルスケアソリューション



当期のヘルスケアソリューションの売上収益は、136,286百万円(前期比17.4%増)となりました。LSIM事業の売上収益は、103,318百万円(前期比19.1%増)、メディコム事業の売上収益は、32,968百万円(前期比12.5%増)となりました。LSIM事業では、当年度第4四半期においても一般検査の検体数は回復基調にあり、また、新型コロナウイルス感染症PCR検査の受託並びに新型コロナウイルス関連試薬の売上が伸び、大幅な増収となりました。メディコム事業では、10月より厚生労働省が普及促進するオンライン資格確認の本格稼働が始まったことを受けて、診療所用カルテ医事システム「Medicom-HRfシリーズ」のオンライン資格確認システムとのセットでの提案による旧機種からの切替えの促進、「PharnesVシリーズ」を主力商品とした調剤システムの大手チェーン薬局向けの販売が引き続き好調に推移し、大幅な増収となりました。

当期のヘルスケアソリューションの営業利益は17,017百万円(前期比277.0%増)と大幅な増益となりました。これは主に大幅な増収の影響によるものです。調整後EBITDAは、28,009百万円(前期比54.8%増)となりました。主な当該調整項目には、一時的な役職員報酬(当期276百万円、前年同期201百万円をそれぞれ加算)、一時的な事業構造改革関連収益・費用(当期148百万円、前年同期1,487百万円をそれぞれ加算)がありました。

事業ブランド

medicom

ヘルスケアIT ソリューション



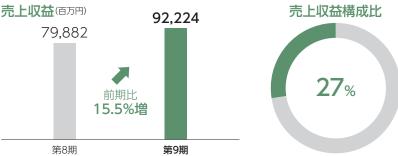
臨床検査、診断薬・診断機器、 創薬支援

amelieff

バイオデータ解析受託、 コンサルティング、システム開発



診断・ライフサイエンス



当期の診断・ライフサイエンスの売上収益は、92,224百万円(前期比15.5%増)となりました。病理事業の売上収益は、39,030百万円(前期比9.4%増)、バイオメディカ事業の売上収益は、53,194百万円(前期比20.3%増)となりました。病理事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により手控えられていた病院での通常の診察が回復に向かいました。米州・欧州地域はサプライチェーンに起因して一部出荷に影響が出ましたが、為替の好影響も受け前期比増収となりました。バイオメディカ事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた研究活動が特に米州地域において回復し、加えてmRNAワクチン保存用の超低温フリーザーの需要が欧州地域において継続したことにより大幅な増収となりました。東南アジア太平洋州地域において、2020年7月にシンガポールの販売会社SciMedを連結子会社化したことによる他メーカーの仕入販売商品の追加、及び各国における営業活動の強化により大幅な増収となりました。また、調剤支援機器・その他の事業は、日本と米州地域の市場が回復するも、第4四半期から翌期への案件延期があり、わずかに減収となりました。

当期の診断・ライフサイエンスの営業損失は、14,140百万円(前年同期は、508百万円の利益)と大幅に損失が拡大しました。主な原因として、原材料費の上昇や物流費を含む販売関連費用が増加したこと、また、病理事業において減損損失を計上したことによります。これは、病理事業における原材料費の上昇や物流費等の販売関連費用の増加を含む費用の増加を受けて将来キャッシュ・フローの見込みが減少し、その現在価値に基づく当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回ったことによります。調整後EBITDAは、14,078百万円(前期比6.8%減)となりました。主な当該調整項目には、一時的なM&A関連収益・費用(当期1,493百万円、前年同期3,238百万円をそれぞれ加算)、一時的な事業構造改革関連収益・費用(当期1,444百万円、前年同期2,621百万円をそれぞれ加算)及び一時的な役職員報酬(当期1,387百万円、前年同期137百万円をそれぞれ加算)がありました。

事業ブランド



研究・医療支援機器



臨床検査・研究用 病理ソリューション

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は117億36百万円で、セグメント別の内訳は次のとおりであります。

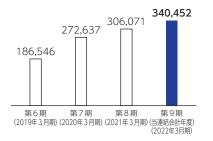
事業部門	設備投資金額(百万円)	設備投資の主な内容・目的
糖尿病マネジメント	1,527	顧客管理システム投資 機械装置増設
ヘルスケアソリューション	7,239	ソフトウェア投資 検査設備新設・更新
診断・ライフサイエンス	2,680	生産設備投資
本社その他	288	ITシステム投資
合計	11,736	

③ 資金調達の状況

当社グループは、2021年5月31日に、条件の異なるLBOローンをリファイナンスにより一本化し、負債管理の効率化を図りました。また同10月14日に、東証一部上場に伴う公募増資により、6,611,700株の新株を発行し、20,628百万円の資金調達を行いました。内10,394百万円は今期銀行借入の返済に充当しています。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

> 売上収益 (単位:百万円)



> 営業利益 (単位:百万円)



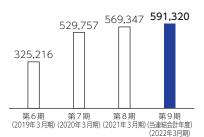
≫ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失)



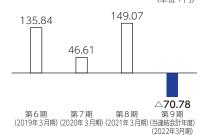


第6期 第7期 第8期 第9期 (2019年3月期) (2020年3月期) (2021年3月期) (当連結会計年度) (2022年3月期)

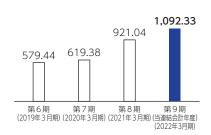
≫ 資産合計 (単位: 百万円)



≫ 基本的 1 株当たり当期利益 (△は損失) (単位:円)



≫ 1株当たり親会社所有者帰属持分(単位:円)



		区分			第6期 (2019年3月期)	第7期 (2020年3月期)	第8期 (2021年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売	上	収	益	(百万円)	186,546	272,637	306,071	340,452
営	業	利	益	(百万円)	22,746	13,177	17,599	8,174
親会社		有者に帰属 [.] (△ は 損 タ		(百万円)	15,453	5,276	16,906	△8,460
基本当期		株 当 た		(円)	135.84	46.61	149.07	△70.78
資	産	合	計	(百万円)	325,216	529,757	569,347	591,320
親会社	の所有を	者に帰属する	持分	(百万円)	65,262	70,275	107,018	135,374
1 株当7	たり親会	社所有者帰属	詩分	(円)	579.44	619.38	921.04	1,092.33

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

KKR PHC Investment L. P. は、当社の親会社でしたが、2021年10月14日付で当社が東京証券取引所市場第一部への株式上場に伴う株式売出しを行ったことにより、その他の関係会社に変更となりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

KKR PHC Investment L. P.が親会社であった時に生じた取引については、取引の必要性に留意し合理的な判断に基づき、一般の取引条件と同様に公正かつ適切であることを確認し決定いたしました。

当社取締役会は、当該取引条件等を把握し、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。また、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PHC株式会社	7,907百万円	100%	ヘルスケア商品の開発・製造・販売
Ascensia Diabetes Care Holdings AG	100千スイスフラン	100%	糖尿病マネジメント事業
Ascensia Diabetes Care US Inc.	1米ドル	100%	糖尿病マネジメント事業
Ascensia Diabetes Care Deutschland GmbH	25千ユーロ	100%	糖尿病マネジメント事業
Epredia Holdings Ltd.	50,000米ドル	100%	病理事業
New Erie Scientific LLC	100米ドル	100%	病理事業
株式会社LSI メディエンス	3,000百万円	100%	臨床検査・診断薬・創薬支援事業

(4) 対処すべき課題

① 目標とする経営指標

当社グループは、「グローバルの診断・ライフサイエンス、日本のヘルスケアサービスにおいて、ベストインクラスのプレシジョンとデジタルソリューションを提供するリーダーとなる」をビジョンとして掲げ、グローバルヘルスケアトップ企業の一角を目指しております。それらの到達を具現化すべく、売上高、営業利益、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期利益を重要な経営指標として位置づけ、事業の進捗とそれらの充足状況を分析し経営課題に対処していく方針です。

② 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(i) グローバル規模での中長期の成長を支える社内体制の構築・強化

当社グループは2016年のBayer AGの糖尿病ケア事業の買収、2019年のThermo Fisher Scientific, Inc.からの病理事業の買収及び株式会社生命科学インスティテュート(三菱ケミカルホールディングスグループ)からの株式会社LSIメディエンス(LSIM)の買収を経て、事業基盤の強化、事業拡大を進めております。一方で、急激な拡大に伴い海外子会社、従業員数等も増大しているため、グローバルでのグループガバナンスの向上、内部統制に係る体制の強化、各国での法令遵守の徹底にむけた社内体制の構築・強化に努めてまいります。

(ii) 事業及び収益基盤の拡大

当社グループは、顧客ニーズや技術革新の変化・進展が目覚しいヘルスケア業界の中で、「グローバルの診断・ライフサイエンス、日本のヘルスケアサービスにおいて、ベストインクラスのプレシジョンとデジタルソリューションを提供するリーダーとなる」ことを目指し、「糖尿病マネジメント」、「ヘルスケアソリューション」、「診断・ライフサイエンス」の3つの事業ドメイン間でのバランスの取れた成長を図るために、常に新たな事業成長・収益基盤の拡大・確立の機会を探し求めております。

当社グループは、2021年6月に2021年度~2024年度の中期経営計画「Value Creation Plan」を策定しました。中期経営戦略として以下を掲げております。

糖尿病マネジメントドメインにおいては、先進国でのシェアの維持・拡大を図りつつ、新興国での成長に注力することで、先進国市場の縮小による影響を低減させてまいります。また、成長が見込まれる持続血糖測定システム(CGM)をポートフォリオに加えることで、糖尿病診断分野における包括的な選択肢の提供による成長を図っており、直近では協業を実施しておりますSenseonics社が提供する180日間装着可能なCGM(Eversense® E3)が2022年2月にFDAの承認を取得し、2022年4月には米国での発売を開始したと発表致しました。

ヘルスケアソリューションドメインにおいては、日本における臨床検査、電子カルテシステムをはじめとするヘルスケアITにおけるリーダー的ポジションを活用し、検査効率の向上や遠隔医療をはじめとした多様化するヘルスケアニーズに応えるべく、他社とのアライアンスを積極的に進めて、日本のヘルスケアサービスの基盤となる事業を展開してまいります。LSIM事業においては、臨床検査事業をはじめとする既存のビジネスモデルや製品を強化・拡大する一方、遺伝子検査や遺伝子解析をはじめとする先端技術の開発を推進することで、新たな成長機会の創出を図ります。またメディコム事業においては新規顧客基盤の開拓により既存の強固な事業基盤を堅持する一方で、新たな事業基盤を拡大しデジタルヘルス事業への転換を図ります。

診断・ライフサイエンスドメインにおいては、積極的に他社とのアライアンスを組むことで、革新的な細胞組織診断の技術開発や細胞治療分野におけるコスト削減を目指した総合的なデジタルソリューションの構築を目指してまいります。バイオメディカ事業においては、ライフサイエンス領域を強化し、コールドチェーンや細胞培養等の新しい治療法に対応した高成長分野への転換を図ります。また、病理事業においては中核となる病理事業の成長を維持しつつ、免疫組織化学(IHC)やAI、デジタルパソロジー、分子診断等の分野に対する投資を推進することで、個別化医療におけるポジションの確立を図ります。

(iii) 借入金の返済について

当社の借入金は、過去に行ったM&A等により総資産の過半を占める水準となっておりますが、今後見込まれるフリー・キャッシュ・フローにより十分に返済可能な水準であると考えております。当事業年度におきましては、2021年6月末に行ったリファイナンスにより安定した財務基盤を再構築するとともに、株式上場時の公募増資による調達資金による一部繰り上げ返済を実施いたしました。引き続き事業における資金需要に鑑みつつ、早期の財務体質強化に努めてまいります。

(iv) PHCグループとしての認知度の向上

当社グループは、2014年にパナソニックグループよりカーブアウトし、2018年4月にはグループのコーポレートブランドを「PHC」に変更しております。各事業はそれぞれに長い歴史を持ち、長年お客様に親しまれてきた事業・製品ブランドを有しておりますが、2021年10月の東京証券取引所市場第一部(現プライム市場)への上場を機に、今後はグループとしての認知度を更に高めるべく、各事業・製品ブランドの強化に努め、併せて様々な媒体を通じた広報活動を行うことで、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対してグローバルにPHCグループの認知度向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、持株会社である当社、主要子会社のPHC株式会社、Ascensia Diabetes Care Holdings AG、Epredia Holdings Ltd.及び株式会社LSIメディエンスほか関連会社を含め、国内15法人、海外76法人にて構成されており、血糖自己測定システム(測定器及びセンサ)及びPoint of Care Testing(迅速検体検査、POCT)製品等の体外診断機器並びに電気式医薬品注入器(インジェクタ)の開発、製造及び販売を行う「糖尿病マネジメントドメイン」、医科医事システム・電子カルテシステム・電子薬歴システム等医療IT製品の開発販売や臨床検査事業を展開する「ヘルスケアソリューションドメイン」及び保存機器や培養機器等の研究・医療支援機器や病理診断機器等の開発製造販売を行う「診断・ライフサイエンスドメイン」の3つの事業ドメインで事業を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区西新橋二丁目38番5号	
----	------------------	--

② 子会社

本社:東京都港区 工場:愛媛県東温市、群馬県邑楽郡
東京都台東区
本社:東京都千代田区 事業所:東京都板橋区、千葉県香取郡 ほか
オランダ
アメリカ
インドネシア
アメリカ
アメリカ
アメリカ
中国
英領ケイマン諸島
スイス
イギリス

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	
糖尿病マネジメント事業	2,620	(25)
ヘルスケアソリューション事業	4,142	(1,872)
診断・ライフサイエンス事業	1,958	(521)
本社その他	654	(43)
숨 計	9,374	(2,461)

⁽注)使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数	
175 (15) 名	47.9歳	17.4年	

⁽注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	121,262
株式会社三菱UFJ銀行	99,497
株式会社みずほ銀行	77,732
三井住友信託銀行株式会社	12,437

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数460,000,000株② 発行済株式の総数124,144,242株③ 株主数18,760名

4 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
KKR PHC Investment L.P.	47,994	38.73
三井物産株式会社	21,870	17.65
株式会社生命科学インスティテュート	12,297	9.92
パナソニック株式会社	11,266	9.09
LCA 3 Moonshot LP	5,714	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,317	2.68
GIC PRIVATE LIMITED - C	1,672	1.35
MSIP CLIENT SECURITIES	1,273	1.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,088	0.88
JPLLC-CL JPY	851	0.69

⁽注) 持株比率は自己株式(211.941株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回A種新株予約権		第1回B種新株予約権	
発行決議日	発行決議日 2014年6月25日		2014年6月25日		
新株予約権の数		28,480 個		65,000 個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	28,480株 1 株)	普通株式 (新株予約権1個につき	65,000株 1 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		3円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)		新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)	
権利行使期間		2016年6月25日から 2024年6月24日まで		2014年7月5日から 2024年6月24日まで	
行使の条件		(注) 1		(注) 2	
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	28,480個 28,480株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	65,000個 65,000株 1名
役員の 保有状況	社外取締役	_		_	
	監査役	_		_	

(注) 1. 本新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。
 - (i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場する場合
 - (ii) 当社の発行済株式に係る議決権の総数に占める、本新株予約権の割当日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主(以下、「本支配株主」という。)が、その保有する当社の株式を譲渡した結果、保有する当社の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率(ただし、本支配株主の親会社、子会社、関連会社及びKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.が直接又は

間接に支配する事業体(以下、総称して「本支配株主関連者」という。)が当社に対して議決権を 有する場合には、当該議決権の数を本支配株主が保有する当社の株式に係る議決権を合算するもの とする。以下、同じ。)が50%以下になるような、第三者(本支配株主関連者を除く。以下、同 じ。)に対する当社の株式の譲渡を行おうとする場合

- (iii) 本支配株主が、その保有する当社の株式を、第三者に対して譲渡する場合であって、譲渡する当社 の株式に係る議決権の当社の総株主の議決権に対する比率が5%以上になる場合
- (iv) 正当な事由により、本新株予約権者が当社又は当社の子会社(以下、「当社等」という。)の役員 又は従業員のいずれでもなくなった場合。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、 死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、その当社グループにおける報 酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であ ると合理的に認める事由をいい、①本新株予約権者が、当社及びPHC株式会社の役員規程に定め る役員の定年に達したことを勘酌し任期満了により退任すること又は定年退職により、権利者が当 社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合、及び、②本新株予約権者が当社等から退任又 は退職するに際して、当社の取締役会において別途承認した場合を含む。以下も同様とする。
- (v) 正当な事由以外の事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった 場合
- ②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りではない。
 - (i) 正当な事由により、本新株予約権者が当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から 180日を経過した場合
 - (ii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から30日を経過した場合
 - (iii) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け又は自らこれを申し立てた場合

- (iv) 本新株予約権者が、本新株予約権者、当社及び本支配株主の間で締結する本新株予約権の割当契約の定めに違反した場合
- ③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- (注) 2. の記載内容は、第1回A種新株予約権記載内容と同様

		第1回C種新株予約権	第1回D種新株予約権	
発行決議日		2014年6月25日	2014年6月25日	
新株予約権 <i>0</i>)数	8,000 個	36,000 個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の)払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)	
権利行使期間		2016年6月25日から 2024年6月24日まで	2014年7月5日から 2024年6月24日まで	
行使の条件		(注)	(注)	
取締役 (社外取締役を除く) 役員の 保有状況 社外取締役		_	新株予約権の数 36,000個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 1名	
		_	_	
	監査役	新株予約権の数 8,000個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	_	

(注) の記載内容は、第1回A種新株予約権記載内容と同様

		第1回E種新株予約権	第1回H種新株予約権	
発行決議日		2014年6月25日	2021年3月31日	
新株予約権の	の数	4,000 個	27,000 個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の	の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)	
権利行使期間		2016年6月25日から 2024年6月24日まで	2021年4月1日から 2031年3月31日まで	
行使の条件		(注) 1	(注) 2	
取締役 (社外取締役を除く)		_	新株予約権の数27,000個目的となる株式数27,000株保有者数1名	
役員の 保有状況	社外取締役	_	_	
	監査役	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	_	

- (注) 1. の記載内容は、第1回A種新株予約権記載内容と同様
- (注) 2. 本新株予約権の行使の条件
 - ①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。
 - (i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した後、当社が四半期決算又は期末決算を発表した場合
 - (ii) 本上場前に、(a)KKR PHC Investment L.P.並びにその親会社、子会社、関連会社及びKKR & Co. Inc.が直接若しくは間接に支配する事業体(当社を除く。総称して「本支配株主関連者」といい、本支配株主と本支配株主関連者を総称して「本支配株主等」という。)が保有する当社の株式の合計数に係る議決権の数の当社の総株主の議決権の数に対する比率(以下、「支配権比率」という。)が20%以下になるような、第三者(本支配株主等を除く。なお、疑義を

避けるために付言すると、当該第三者には当社を含む。以下同じ。)に対する当社の株式の譲渡(なお、疑義を避けるために付言すると、当該譲渡を行う直前時点における本支配株主等の支配権比率が20%以下である場合を含む。)を行おうとする場合、又は、(b)本支配株主が保有する当社の株式に係る担保権が実行(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)されることにより、当該株式が第三者に譲渡される場合

- (iii) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社又は当社の子会社の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合(本新株予約権者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含み、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなることを、以下、「退任・退職」という。)。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、(a)死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、(b)当社等における本新株予約権者の報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、(c)当社等の社内規則に定める定年に達したことにより退任・退職(当社等の社内規則に定める役員の定年に達したことを斟酌し、任期満了により役員を退任することに伴う退任・退職を含む。)すること、(d)その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいう。
- ②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。
- (i) 本新株予約権者が、正当な事由により退任・退職した場合であって、(a)退任・退職の日の翌営業日、(b)本新株予約権者に対し、本新株予約権者が保有する本新株予約権者しくは当該本新株予約権の目的である普通株式について、金融商品取引所若しくは日本国外の証券取引市場の規則に基づく継続保有義務(本新株予約権を行使しない義務を含む。以下同じ。)が課される場合に、当該継続保有義務が解除された日、又は(c)(ア)本新株予約権者に対し、本新株予約権者が保有する本新株予約権若しくは当該本新株予約権の目的である普通株式について、当社が普通株式を金融商品取引所若しくは日本国外の証券取引市場に上場させるに当たって主幹事

証券会社と協議の上合理的に決定された継続保有義務が課される場合、若しくは、(イ)本新株 予約権の行使が、当会社が主幹事証券会社と協議の上合理的に決定された当会社の義務に反す ることとなる場合に、(ア)若しくは(イ)の義務のいずれもが解除された日のうち、最も遅い日 から、60日を経過した場合。なお、(a)の日において、(b)の義務が存在しない場合には、(b) の日は(a)の日と同じ日とみなし、(a)の日において、(c)の義務のいずれもが存在しない場合に は、(c)の日は(a)の日と同じ日とみなす。但し、(ii)に定める場合を除く。

- (ii) 割当日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、本上場に係る上場申請が行われなかった場合、かつ、本新株予約権者が、正当な事由により退任・退職した場合であって、(a)退任・退職の日の翌営業日、又は(b)割当日の属する事業年度の翌事業年度の末日のうち、遅い日から60日を経過した場合
- (iii) 本新株予約権者が、正当な事由以外の事由により、退任・退職した場合
- (iv) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け 又は自らこれを申し立てた場合
- (v) 本新株予約権者が、本新株予約権者、当社及び本支配株主の間で締結する本新株予約権の割当 契約の定めに違反した場合
- (vi) 本新株予約権者が、本新株予約権者に適用ある当社等の社内規程 (職務規程を含むがこれに限られない。) に違反した場合その他の当社の取締役会が認める非違行為があった場合
- ③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

		第2回A種新株予約権	第3回B種新株予約権		
発行決議日		2014年6月25日	2016年8月31日		
新株予約権の数		10,000 個	47,773 個		
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 47,773株 (新株予約権1個につき 1株)		
新株予約権の	の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	10円		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり900円 (1株当たり900円)		
権利行使期間		2016年6月25日から 2024年6月24日まで	2016年9月2日から 2026年8月30日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
	取締役 (社外取締役を除く)	_	新株予約権の数 47,773個 目的となる株式数 47,773株 保有者数 1名		
役員の 保有状況	社外取締役	_	_		
	監査役	新株予約権の数 10,000個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	_		

		第3回D種	重新株予約権	第7回A種類	新株予約権
発行決議日		2016年8月31日		2016年10月7日	
新株予約権の	の数	27	,775 個	10,	000 個
新株予約権(株式の種類)	の目的となる と数	普通株式 (新株予約権1個につ		普通株式 (新株予約権1個につき	
新株予約権の	の払込金額		1円	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり900円 (1株当たり900円)		新株予約権1個当たり900円 (1株当たり900円)	
権利行使期間	間	2016年9月2日から 2026年8月30日まで		2018年10月7日から 2026年10月6日まで	
行使の条件		(注)		(注)	
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	27,775個 27,775株 1名	_	
役員の 保有状況 社外取締役		_		_	
	監査役	-		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10,000個 10,000株 1名

⁽注) の記載内容は、第1回A種新株予約権記載内容と同様

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第2回H種新株予約権		
発行決議日		2021年6月29日		
新株予約権の)数	58,0	00 個	
新株予約権の株式の種類と		普通株式 (新株予約権1個につき	* . * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
新株予約権の)払込金額	新株予約権 払い込みは	- 5 137 1: -:	
新株予約権の 出資される財)行使に際して 対産の価額	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)		
権利行使期間]	2021年7月1日から 2031年7月1日まで		
行使の条件		(注)		
	当社使用人	_		
使用人等へ の交付状況	子会社の役員及び 使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	58,000個 58,000株 3名	

(注) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は次に定めるいずれかの場合に限り行使することができる。

- (i) 普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した後、当社が四半期決算又は期末決算を発表した場合
- (ii) 本上場前に、(a)KKR PHC Investment L.P.並びにその親会社、子会社、関連会社及びKKR & Co. Inc.が直接若しくは間接に支配する事業体(当社を除く。総称して「本支配株主関連者」といい、本支配株主と本支配株主関連者を総称して「本支配株主等」という。)が保有する当社の株式の合計数に係る議決権の数の当社の総株主の議決権の数に対する比率(以下、「支配権比率」という。)が20%以下になるような、第三者(本支配株主等を除く。なお、疑義を避けるために付言すると、当該第三者には当社を含む。以下同じ。)に対する当社の株式の譲渡(なお、疑義を避けるために付言すると、当該譲渡を行う直前時点における本支配株主等の支配権比率が20%以下である場合を含む。)を行おうとする場合、又は、(b)本支配株主が保

有する当社の株式に係る担保権が実行(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない 任意売却又は代物弁済による実行を含む。)されることにより、当該株式が第三者に譲渡され る場合

- (iii) 本新株予約権者が、正当な事由により、当社又は当社の子会社の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合(本新株予約権者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含み、当社等の役員又は従業員のいずれでもなくなることを、以下、「退任・退職」という。)。なお、「正当な事由」とは、本新株予約権者について、(a)死亡又は病気等により職務執行が著しく困難又は不可能となること、(b)当社等における本新株予約権者の報酬又は職務若しくは役割が著しく減少すること、(c)当社等の社内規則に定める定年に達したことにより退任・退職(当社等の社内規則に定める役員の定年に達したことを斟酌し、任期満了により役員を退任することに伴う退任・退職を含む。)すること、(d)その他当社の取締役会がこれらに準じる事由であると合理的に認める事由をいう。
- ②上記①にかかわらず、本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使する ことができない。但し、当社の取締役会において、本新株予約権の行使を認めるべき合理的な理由 があるものとして、別途の決議を行った場合にはこの限りでない。
- (i) 本新株予約権者が、正当な事由により退任・退職した場合であって、(a)退任・退職の日の翌営業日、(b)本新株予約権者に対し、本新株予約権者が保有する本新株予約権若しくは当該本新株予約権の目的である普通株式について、金融商品取引所若しくは日本国外の証券取引市場の規則に基づく継続保有義務(本新株予約権を行使しない義務を含む。以下同じ。)が課される場合に、当該継続保有義務が解除された日、又は(c)(ア)本新株予約権者に対し、本新株予約権者が保有する本新株予約権若しくは当該本新株予約権の目的である普通株式について、当社が普通株式を金融商品取引所若しくは日本国外の証券取引市場に上場させるに当たって主幹事証券会社と協議の上合理的に決定された継続保有義務が課される場合、若しくは、(イ)本新株予約権の行使が、当会社が主幹事証券会社と協議の上合理的に決定された当会社の義務に反することとなる場合に、(ア)若しくは(イ)の義務のいずれもが解除された日のうち、最も遅い日から、60日を経過した場合。なお、(a)の日において、(b)の義務が存在しない場合には、(b)の日は(a)の日と同じ日とみなし、(a)の日において、(c)の義務のいずれもが存在しない場合には、(c)の日は(a)の日と同じ日とみなす。但し、(ii)に定める場合を除く。
- (ii) 割当日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、本上場に係る上場申請が行われなかった場合、かつ、本新株予約権者が、正当な事由により退任・退職した場合であって、(a)退任・退職の日の翌営業日、又は(b)割当日の属する事業年度の翌事業年度の末日のうち、遅い日から60日を経過した場合

- (iii) 本新株予約権者が、正当な事中以外の事中により、退任・退職した場合
- (iv) 本新株予約権者が、破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立を受け 又は自らこれを申し立てた場合
- (v) 本新株予約権者が、本新株予約権者、当社及び本支配株主の間で締結する本新株予約権の割当 契約の定めに違反した場合
- (vi) 本新株予約権者が、本新株予約権者に適用ある当社等の社内規程(職務規程を含むがこれに限られない。)に違反した場合その他の当社の取締役会が認める非違行為があった場合
- ③一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

(3) 会社役員の状況

① **取締役及び監査役の状況** (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	ジョン・マロッタ	Epredia Holdings Ltd. Director Senseonics Holdings Inc, Director
代表取締役	宮 﨑 正 次	PHC株式会社 取締役 株式会社LSI メディエンス 取締役 PT PHC Indonesia 取締役
取締役	平 野 博文	株式会社KKRジャパン 代表取締役社長 (兼) アジアプライベートエクイティ共同代表 マレリホールディングス株式会社 社外取締役 工機ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	佐藤 浩 一 郎	MBK HEALTHCARE MANAGEMENT PTE LTD. Hong Kong Branch President CMH Healthcare Holding Co., Ltd. Director CMH Healthcare Investment Co., Ltd. Director MBK Healthcare China Inc. Director DaVita Care Pte. Ltd. Director MBK Healthcare Network Ltd. Director
取締役	福島達伸	株式会社生命科学インスティテュート 経営企画部長 株式会社エーピーアイコーポレーション 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	アラン・マルス	_
取締役	出口恭子	ビジネス・ブレークスルー大学大学院 教授 株式会社ティーガイア 社外取締役 株式会社NHKテクノロジーズ 社外取締役 Heartseed株式会社 社外取締役
取締役	ウィリアム・ドネリー	John Carroll University, Board Chair Ingersoll Rand Inc. Independent Outside Director Process Sensing Technologies Limited, Independent Outside Director
取締役	イヴァン・トルノス	Zimmer Biomet Group, Chief Operating Officer
監査役	池内孝一	PHC株式会社 監査役 PT PHC Indonesia 監査役
監査役	山 田 徳 昭	クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役 株式会社学研ホールディングス 社外取締役
監査役	シャノン・ハンセン	Tandem Diabetes Care General Counsel, Chief Compliance Officer & Corporate Secretary

- (注) 1. 取締役 平野 博文、佐藤 浩一郎、福島 達伸、アラン・マルス、出口 恭子、ウィリアム・ドネリー及びイヴァン・トルノスの各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 山田 徳昭及びシャノン・ハンセンの各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 山田 徳昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は取締役 アラン・マルス、出口 恭子及びイヴァン・トルノスの各氏及び監査役 山田 徳昭及びシャノン・ハンセンの各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】 当社における社外役員の独立性の判断基準

当社は、会社法の定める社外役員が、当社の上場する証券取引所の独立性判断基準等に準拠した下記①~⑥のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しています。

- ① 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ② 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ④ 最近においてa、b又はcに掲げる者に該当していた者
- ⑤ 就任の前10年以内のいずれかの時において次のaからcまでのいずれかに該当していた者
 - a. 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - b. 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - c. 当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑥ 次の(A)から(G)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者 (A)から(E)までに掲げる者
 - (A) 当社の会計参与 (当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。) (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (B) 当社の子会社の業務執行者
 - (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与 (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (D) 当社の親会社の業務執行者 又は 業務執行者でない取締役
 - (E) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (F) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (G) 最近において(B)から(D)、又は 当社 の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%以上の 支払を、当社から受けた者をいうこととしております。
 - 2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を、当社に行った者をいうこととしております。
 - 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に1000万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

2021年6月30日開催の第8期定時株主総会において、アラン・マルス氏、出口 恭子氏が取締役に、2021年8月13日開催の臨時株主総会において、シャノン・ハンセン氏が監査役に、2021年9月3日開催の臨時株主総会において、ウィリアム・ドネリー氏、イヴァン・トルノス氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

口. 退任

2021年6月30日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって、取締役の谷田川 英治氏及び田中 秀一氏は任期満了により、監査役の柴田 篤志氏及び桑嶋 達夫氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。 2021年8月13日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役 松村 憲氏が退任いたしました。

ハ. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動 該当事項はございません。

③ 当事業年度後における取締役の異動

イ、就任

該当事項はございません。

口. 退任

2022年4月4日をもって、取締役ウィリアム・ドネリー氏が一身上の都合により辞任いたしました。 2022年4月22日をもって、取締役アラン・マルス氏が一身上の都合により辞任いたしました。 2022年4月28日をもって、代表取締役社長ジョン・マロッタ氏が一身上の都合により辞任いたしました。

ハ. 当事業年度後の取締役及び監査役の地位・担当等の異動 2022年4月28日をもって、宮崎正次氏が代表取締役社長に就任いたしました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償限度額は、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該 社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、法令 が規定する額としております。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び直接・間接問わず50%超出資するすべての会社、会社法上の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、会計参与、管理・監督者の地位にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該契約により被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、損害につき、15億円を限度として補填することとしております、但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

⑦取締役及び監査役の報酬等

イ. 個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針決定を決議しており、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容につき、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- 1. 取締役(社外取締役を除く。)の報酬の内容の決定に係る基本的な考え方
 - ・ 経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結び付くものであること
 - ・ 会社業績と個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
 - 長期インセンティブ報酬を活用することで、企業の中長期的成長への貢献要素を反映し、 株主との価値共有を深めることができること
 - ・ ステークホルダーに対して、説明可能な内容であり、透明性が確保されていること

2. 取締役の報酬等の概要

a. 報酬水準の方針

取締役の報酬水準は、優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、客観的な外部データ、評価データ、業界動向および経営状況等を勘案したうえで、役割責任に応じた妥当な報酬水準を設定しています。具体的には、グローバル・ヘルスケアカンパニーの報酬水準や役員の出身国における報酬水準等をベンチマークとして設定し、毎期、相対比較して決定しています。

b. 取締役(社外取締役を除く。)の報酬

取締役の報酬は、月額報酬、短期業績連動報酬、退職慰労金により構成され、指名・報酬委員会の答申 を受け、取締役会の決議を経て支払われます。

(i) 月額報酬

月例の定期報酬であり、役割責任に応じて、外部機関の調査結果に基づき決定しています。

(ii) 短期業績連動報酬

- 業績達成への短期インセンティブとして短期業績連動報酬を支給しています。
- ・ 短期業績連動報酬の評価指標は、事業の成長性を評価する指標として「コア売上高」、収益性を評価する指標として「調整後EBITDA」、効率性を評価する指標として「ROIC(投資資本利益率)」を活用することとしており、各ウエイトと評価係数は次のとおりです。

	評価指標	ウエイト	評価係数
1	コア売上高	26.0%	0%-200%
2	調整後EBITDA	30.0%	0%-200%
3	ROIC	19.0%	0%-200%
4	個人別業績目標	25.0%	38%-200%

個人別業績目標達成度は、取締役の個人別業績目標の達成度に基づき、個人別評価を指名・報酬委員会が審査し、決定しています。なお、個人別業績目標は、各取締役が具体的な業績目標を掲げて、これに優先度に応じた配点ウエイトを定め、任意の指名・報酬委員会に提案し、指名・報酬委員会がその妥当性を審議し、決定しています。

(iii) 退職慰労金

役員規程の定めに従い、決定しています。

3. 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、月額報酬のみにより構成され、任意の指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会の決議を経て支払われます。

· 月額報酬

月例の定期報酬であり、役割責任に応じて、外部機関の報酬サーベイ調査結果に基づき決定しております。

4. 監査役の報酬

監査役の報酬は、監査役会の決定に基づき算出基準を設定し、月額報酬のみを支払っています。

5. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

取締役および監査役の2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)における報酬等の 総額は以下の通りです。

100000000000000000000000000000000000000								
	報酬等		報酬等の種類別の総額(百万円)					
役員区分	の総額		ストック	業績連動				対象となる 役員の員数
	(百万円)	固定報酬	オプション	報酬	退職慰労金	その他	ち、非金銭	(人)
			(注) 1	(注) 2			報酬等	
取締役	705	118	46	117	22	402	409	2
(社外取締役を除く)	, , , ,			,			(注)4	_
監査役	22	21	_	_	1	_	_	1
(社外監査役を除く)					'			'
社外取締役	42	42						9
↑上ツト4以前1又	42	42			_			(注) 5
计 从 贮 本 公	21	21			_			5
社外監査役	<u> </u>							(注) 6

(注) 1. ストックオプションの記載額は当事業年度以前に付与されたものの2022年3月末時点の 算定価格を記載しています。 2. 短期業績連動報酬の評価指標に関する当社の実績は以下のとおりです。各指標は、当社事業の成長性、収益性および効率性のバランスと網羅性を考慮し、指名・報酬委員会にて諮問し、取締役会で承認したものです。

	評価指標	ウエイト	当期の目標	実績	達成度
1	コア売上高	22.5%	319,045 百万円	340,452 百万円	107%
2	調整後EBITDA	45.0%	66,025 百万円	71,872 百万円	109%
3	調整後EBITDAに対する調整フ リーキャッシュ・フロー比率	7.5%	53.5%	66.0%	124%
4	個人別業績目標	25%	各人別に設定	各人別に設定	各人別に設 定

- 3. 固定報酬は当期に支払った金額、業績連動報酬等は当期を対象期間とした短期インセンティブ報酬額、非金銭報酬等は当期に費用計上すべき長期インセンティブ報酬額を記載しています。業績連動型株式報酬(PSU)の額363百万円は非金銭報酬等にのみ計上し、業績連動報酬等には計上していません。
- 4. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭的報酬等の総額の内訳は、ストックオプションおよび業績連動型株式報酬(PSU)の引当額であります。
- 5. 社外取締役の員数には、期中に退任した社外取締役及び報酬辞退の申し出があった社外取締役の員数を含めて記載しております。
- 6. 社外監査役の員数には、期中に退任した社外監査役及び報酬辞退の申し出があった社外監査役の 員数を含めて記載しております。
- 7. 取締役の報酬限度額は、2020年11月30日開催の臨時株主総会の決議により、年額1500百万円 以内(決議時点における取締役の員数7名)となっております。
- 8. 監査役の報酬限度額は、2021年8月13日開催の臨時株主総会の決議により、年額60百万円以内 (決議時点における監査役の員数3名) となっております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当はございません。

ハ、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当はございません。

二、役員ごとの連結報酬等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者の連結報酬等の総額等(2022年3月期 実績)

	氏名 役員 区分				報酬等の種類別の総額(百万円)				
			会社区分	固定報酬	ストックオプシ ョン(注) 1	業績連動 報酬	退職 慰労金	その他	連結報酬等の総 額(百万円)
	ジョン・		PHCホールディングス 株式会社	_	_	_	_	28 (注) 2	28
	マロッタ	以前1又	New Erie Scientific LLC	71	_	87		374 (注) 3	532 (注) 4
	宮﨑 正次	IHV 統分	PHCホールディングス 株式会社	47	46	30	22	_	145

- (注) 1. ストックオプションの記載額は2022年3月末時点の算定価格を記載しています。
 - 2. ジョン・マロッタに対して、指名・報酬委員会の決定に基づき、当年度にPHCホールディングス 株式会社より支払われた非居住者所得税相当額を記載しております。
 - 3. ジョン・マロッタに対して、指名・報酬委員会の決定に基づき、当年度にNew Erie Scientific LLC(米国)より支払われた現地の年金拠出金及び社会保険料等の相当額および業績連動型株式報酬 (PSU)の額363百万円を記載しております。
 - 4. ジョン・マロッタに対して、指名・報酬委員会の決定に基づき、当年度にNew Erie Scientific LLC(米国)より支払われた報酬総額を記載しています。

ホ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬 等の内容が、取締役会で決定された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されてい ることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑧ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 取締役 平野 博文氏は、株式会社KKRジャパン 代表取締役社長(兼)アジアプライベートエクイティ 共同代表であり、マレリホールディングス株式会社及び工機ホールディングス株式会社の社外取締役で あります。当社の筆頭株主であるKKR PHC Investment L.P.はKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.の プライベート・エクイティ・ファンドであり、同氏はKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.の日本法人である株式会社KKRジャパンの役員であります。

- 取締役 佐藤 浩一郎氏は、三井物産株式会社に在籍し、MBK HEALTHCARE MANAGEMENT PTE LTD.
 Hong Kong BranchのPresident他、三井物産株式会社の関係会社複数社の取締役を務めております。
 三井物産株式会社は当社の株主であります。
- ・ 取締役 福島 達伸氏は、株式会社生命科学インスティテュート 経営企画部長及び株式会社エーピーアイ コーポレーションの取締役であります。当社と兼職先 との間には特別の関係はありません。株式会社生命 科学インスティテュートは当社の株主であります。
- ・ 取締役 出口 恭子氏は、株式会社ティーガイア、株式会社NHKテクノロジーズ、Heartseed株式会社等複数社の社外取締役を務めており、ビジネス・ブレークスルー大学大学院の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 ウィリアム・ドネリー氏は、John Carroll UniversityのBoard Chair、Ingersoll Rand Inc.の 筆頭独立社外取締役及びProcess Sensing Technologies Limited.の社外取締役であります。当社と 兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 イヴァン・トルノス氏は、Zimmer Biomet Group のChief Operating Officerであります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 山田 徳昭氏は、公認会計士の資格を有しクリフィックス税理士法人をはじめ複数の会社にて代表 社員並びに代表取締役、社外取締役、社外監査役を兼務しており、財務および会計に関する相当程度の 知見を有しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 シャノン・ハンセン氏は、米国弁護士資格を有しており、知的財産訴訟及びライセンス供与、 規制、プライバシー、事業開発/買収、コーポレートガバナンスや特許・商標ポートフォリオの管理領域 において豊富な経験を有しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	取締役会出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	平野 博文	22/22回 (100%)	_	財務会計、M&A等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く 当社の事業運営に関して発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席い たしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保す るための助言・提言を行っております。
取締役	佐藤 浩一郎	22/22回 (100%)	_	ライフサイエンス業界および生産・SCM等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。 当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	福島 達伸	22/22回 (100%)	_	主にライフサイエンス業界および研究開発等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	アラン・マルス	19/19回 (100%)	_	ライフサイエンス業界および生産・SCM等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。2021年6月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また筆頭独立社外取締役として当社経営陣及び社外取締役間のコミュニケーションの促進に貢献しました。

役職	氏名	取締役会出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	出口 恭子	19/19回 (100%)	_	医療・製薬業界および財務会計等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。2021年6月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。
取締役	ウィリアム・ ドネリー	11/13回 (85%)	_	ライフサイエンス業界および財務会計・M&A等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。2021年9月3日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。
取締役	イヴァン・ トルノス	13/13回 (100%)	_	医療・製薬業界等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。2021年9月3日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。
監査役	山田 徳昭	22/22回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士としての専門的見地や上場会社も含む複数の他社 での社外取締役・社外監査役としての豊富な経験から、取締 役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っていま す。
監査役	シャノン・ハンセン	13/15回 (87%)	9/9回 (100%)	米国弁護士有資格者としての高い知見や豊富な経験から、 2021年8月13日就任以降の取締役会および監査役会におい て適宜適切な発言を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	191
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	293

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する 資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。
 - ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存と管理を行う。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理に関する規程を制定し、リスクに関する情報を一元的かつ網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定 し、その重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。
 - ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社からなるグループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、下記の体制を整備する。

- ① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ⑦ **監査役の職務を補助する使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項** 監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。
- ⑧ **監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項** 監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。
- ⑨ 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告 をするための体制

当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

⑩ 監査役への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号に基づき監査役に報告を行った者が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。

⑪ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用 についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。

- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、監査役の監査が実効的に行えるよう、体制を整える。
- 2. 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の運用状況は、以下のとおりであります。
 - ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 PHCグループの経営理念の実践を徹底し、「取締役会規程」、「役員規程」等の社内規程を制定している。また、監査役による監査等が実施されている。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、その他重要な決裁書類についても「文書管理規程」および「経理財務規程」に基づき保存されている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」を制定しており、重要なリスクについての情報をPHCホールディングス株式会社(「PHCHD」)リスク担当役員に集約し、PHCHDリスク担当役員が取締役会(2022年5月)の場で報告している。

またクライシスに迅速かつ適切に対応するために、「グループ緊急対策基本規程」を制定しており、人命尊重、地域の安全確保等の基本方針を設けるとともに、事案の重要性に応じて、「グループ緊急対策本部」を設置し、グループとして対応する体制をとっている。

リスク担当役員は、最高執行責任者が担い、PHCグループにおけるリスクマネジメントの活動を統括している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「PHCグループ重要事項決裁規程」の運用、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。また、月次決算において事業計画の進捗状況の確認・検証を行い、対策を立案・実行している。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役と執行役員(代表取締役社長及び代表取締役副社長を除く)を分離し、取締役が執行役員の職務の執行を監視している。

社内規程の運用や社内報(法務かわら版)、eラーニングによるコンプライアンスの周知徹底などの活動を行うとともに、「社内通報窓□(コンプライアンス ヘルプライン)」の運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。

⑥ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

PHCグループの新たな行動規範の導入、上場に合わせた規程類の見直しをはじめグループとしての統一ルールや各社で制定すべきルールの再整備、新たに導入したグループ共通のeラーニングシステム等を通じて、これらの周知徹底を行っている。リスク情報の収集・評価、重要リスクの特定にあたっては、子会社もその範囲に含めると共に、「業務監査」・「内部統制監査」の実施、並びに「社内通報窓口(コンプライアンス ヘルプライン)」の運用も子会社に適用している。

⑦ **監査役の職務を補助する使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項** 専任の監査役スタッフが所属する監査役室を設置し、執行部門の組織から分離させている。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとしている。また、各部門は国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も適宜報告するなど、連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

⑨ 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

取締役および従業員等は、重要会議に出席を要請するなどして監査役に業務の運営や課題等について適宜報告している。また、会計および監査における不正や懸念事項について、従業員等が監査役に通報する体制を構築している。

⑩ 監査役への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して報告を行った者が報告を理由として不利な取扱いを受けないよう監査役は配慮すると共に、必要に応じて報告者に対して事後に確認を行っている。

⑪ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査の実効性を確保するため、監査役の職務実行について生じる費用を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に沿って会社が前払いまたは償還することとしている。

② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役を補佐するために、社内に「監査役室」を設置している。さらに、各部門は国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も適宜報告するなど、連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は当社株式が公開買付けに付された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるかの観点で検討を行い、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。

また、公開買付けに応じるか否かは、株主の判断に委ねられるべきものであると考えており、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

▶ 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	95,232
営業債権	63,727
棚卸資産	44,509
その他の金融資産	2,393
その他の流動資産	10,498
流動資産合計	216,361
非流動資産	
有形固定資産	48,276
のれん	197,754
無形資産	99,139
持分法で会計処理されている投資	3,484
その他の金融資産	22,257
繰延税金資産	3,245
その他の非流動資産	802
非流動資産合計	374,959
資産合計	591,320

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	68,802
借入金	27,251
未払法人所得税等	3,219
引当金	5,019
その他の金融負債	5,707
その他の流動負債	27,745
流動負債合計	137,745
非流動負債	
営業債務及びその他の債務	1,942
借入金	280,685
退職給付に係る負債	8,214
引当金	3,277
その他の金融負債	10,076
繰延税金負債	11,789
その他の非流動負債	1,524
非流動負債合計	317,509
負債合計	455,255
資本	
資本金	47,065
資本剰余金	44,118
利益剰余金	28,353
自己株式	△568
その他の資本の構成要素	16,406
親会社の所有者に帰属する持分合計	135,374
非支配持分	690
資本合計	136,065
負債及び資本合計	591,320

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
	340,452
売上原価	175,214
売上総利益	165,237
販売費及び一般管理費	142,201
その他の収益	3,013
その他の費用	17,520
持分法による投資損益 (△は損失)	△355
営業利益	8,174
金融収益	2,348
金融費用	7,520
税引前利益	3,002
法人所得税費用	11,302
当期利益 (△は損失)	△8,300
当期利益 (△は損失) の帰属	
親会社の所有者	△8,460
非支配持分	160
1株当たり当期利益 (△は損失)	
基本的 1 株当たり当期利益(△は損失)(円)	△70.78
希薄化後1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	△70.78

計算書類

貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	75,079
現金及び預金	50,626
営業未収入金	3,306
未収入金	8,997
短期貸付金	7,794
未収法人税等	4,114
その他	240
固定資産	392,215
有形固定資産	71
建物	25
工具器具備品	46
無形固定資産	344
商標権	60
ソフトウェア	162
ソフトウェア仮勘定	121
投資その他の資産	391,799
投資有価証券	16,873
関係会社株式	275,927
関係会社出資金	533
長期貸付金	98,465
資産合計	467,294

科目	金額
負債の部	
流動負債	82,472
短期借入金	46,331
1年内返済予定の長期借入金	25,156
未払金	1,649
未払費用	60
未払法人税等	210
預り金	7,855
賞与引当金	271
契約損失引当金	87
株式給付引当金	819
その他	29
固定負債	288,036
長期借入金	285,773
長期未払金	95
役員退職慰労引当金	65
退職給付引当金	76
契約損失引当金	350
株式給付引当金	191
繰延税金負債	1,484
負債合計	370,508
純資産の部	
株主資本	91,276
資本金	47,065
新株式申込証拠金	31
資本剰余金	37,250
資本準備金	17,107
その他資本剰余金	20,142
利益剰余金	7,498
その他利益剰余金	7,498
繰越利益剰余金	7,498
自己株式	△568
評価・換算差額等	3,413
その他有価証券評価差額金	8,848
繰延ヘッジ損益	△5,435
新株予約権	2,096
純資産合計	96,785
負債純資産合計	467,294

(単位:百万円)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金額
営業収益	39,172
営業費用	14,637
営業利益	24,535
営業外収益	3,940
受取利息	3,922
その他	18
営業外費用	7,498
支払利息	3,039
為替差損	1,798
アレンジメントフィー	2,346
その他	314
経常利益	20,976
特別損失	2,317
契約解約損	1,482
減損損失	397
契約損失引当金繰入額	437
税金等調整前当期純利益	18,658
法人税、住民税及び事業税	△4,680
法人税等調整額	3,423
当期純利益	19,915

▶ 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

PHCホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷哲史

指定有限責任社員 公認会計士 西垣内琢也業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、PHCホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、PHCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して 意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事 項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

PHCホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

員

公認会計士 梅谷哲史

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西垣内 琢也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PHCホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して 意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等 又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他 の記載内容に重要な誤りの氷候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年6月3日

PHCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 池内孝一

(FI)

社外監査役

山田徳昭

(EI)

社外監査役

Shannon Hansen @

以上

▶ 株主総会会場ご案内図

開催日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 2階ホール

交通のご案内

JR線

新橋駅

汐留□または烏森□改札より 徒歩約15分

都営浅草線 ————

新橋駅

JR新橋駅・汐留方面改札より 徒歩約15分

東京メトロ銀座線 ―― 新橋駅

4番出口より徒歩約15分

都営大江戸線 ——— 汐留駅

JR新橋駅方面改札より徒歩約10分

※右記は「地下通路」のご案内図です。 各路線改札出口より地下通路をお通りください。 会場には本株主総会専用の駐車場・駐輪場の用意 はございませんのでご了承ください。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

